

はじめに

政治 (教官：内山¹)ではあらかじめ配布されているレジュメに沿って授業が行われましたが、口頭説明が多かったのでレジュメだけでは勉強できません。このシケプリはレジュメを網羅した上で口頭説明を文章化し、さらに文献等によって補足しているので、レジュメは読まなくても結構です。今回の授業では特に教科書は指定されていませんが、川崎修・杉田敦編『現代政治理論』(2006,有斐閣)は授業の内容と極めて近く²、コンパクトで価格も 1,900 円(税抜)と安いのでおすすめしておきます。また、試験問題は「語句説明」なので、シケプリやレジュメを利用して重要な概念や思想を簡潔に説明できるようにしておきましょう。

目次

4 . 権威と正統性

(1) 権威 (authority)

(2) 正統性 (legitimacy)

ウェーバーの理論 ハーバマスの理論

5 . 自由と自由主義

(1) 自由 (liberty)

バーリンの「二つの自由の概念」 C.テイラーの理論 共和主義的自由

(2) 自由主義 (liberalism)

古典的自由主義～ロックとスミス～ 自由主義の変質 (new liberalism) 新自由主義
(neo-liberalism)6 . デモクラシー (democracy)

(1) デモクラシーとは

歴史的に見たデモクラシー 理念としてのデモクラシー 制度としてのデモクラシー

(2) 二つのデモクラシー論

7 . 現代のデモクラシー理論

(1) 多極共存型デモクラシー

<コラム>

自由主義をめぐる用語の整理

直接民主制の困難性

シュンペーターのデモクラシー理論

多極共存型デモクラシーに有利な条件

¹ 法学部卒業後、一度通産省に入省している。院生時代は佐々木毅元東大総長の指導を受けた。学生が静かになるまで教室をにらみ続けるのが彼の授業スタイルである。自らの講義ノートを読み上げる典型的な法学部出身者であるが、メタボリックシンドロームを発症している可能性が極めて高い。カンニング竹山に似ているとの指摘もあるが、ここでは立ち入らないことにする。なお、東京都議会 TV 中継コメンテーターも務めている。

² 口頭説明やレジュメの記述がこの本とほとんど同じである場合が多い。

4 . 権威と正統性

(1) 権威 (authority)

権威は権力と関連の深い概念であるが、権威の概念も権力と同じく多義的であり注意を要する。権威の捉え方は様々であるが、H.A.サイモンは権威を「他人からの通信を、その内容を自身で検討せずに、しかし進んで受容する現象」と定義した。また、B.クリックは受けての認識に注目し、「人々が必要と認める何らかの技術を行使する能力を持つ人間に対して、人々が与える尊敬」を権威だと主張した。非ゼロ・サム的権力観を唱えた T.パーソンズは、権威を「一定の意思決定を行い、これによって集合体を拘束する正当化された権利」と捉えた。他には権威を主体として捉える見方がある。

あらゆる権力は自己を権威として位置づけようとする。そうしなければ権力は安定しないからである。しかし、権威と権力の境界はあいまいである。権威には一般的に自発的服従の要素が見られるが、権威に従わないものから見れば同意しがたい要求への服従を迫るという点で権力と権威は同じである。例えば、**権威主義**とは「ある正当的権威が、自身を説明し、かつ論拠を提出するのを拒否すること。または、一つの領域でその権威を認められ獲得している人物や団体が、その権威を他のあらゆる領域にまで広げようと試みること」と定義されるが、この概念に自発的服従の要素は希薄である。

(2) 正統性 (legitimacy³)

ウェーバーの理論

正統性とは、一言でいえば支配の倫理的・道徳的正しさだと言える。そして、現代政治学における正統性の議論に大きな影響を与えたのが **M.ウェーバー** である。彼は、自分の命令に他者を従わせるという意味での「支配」は、利害得失の計算や習俗、情緒的・理念的動機など服従者側のさまざまな動機によっても成り立ち得るが、この「支配」が安定したものになるためには、服従者側の「正統性の信仰」によって内面から支えられなければならないと主張した。

その上で、ウェーバーは支配を以下の3つに分類した。

a) 伝統的支配

伝統的支配とは「昔から妥当してきた伝統の神聖性と、これらの伝統によって権威を与えられた者との正統性に対する、日常的信仰に基づいたもの」である。つまり、支配が伝統に従っている状態であり、故に支配者の自主的決定の範囲は狭いのである。この例としては長老制や家父長制、家産制⁴などがあげられる。

b) カリスマ的支配

カリスマ的支配は「ある人と彼によって啓示されあるいは作られた諸秩序との神聖性、又は英雄的力、又は模範性に対する非日常的な帰依に基づいたもの」であり、出エジプトを指導したモーゼによるユダヤ人支配などが当てはまる。こうした支配は伝統的秩序を変革することが可能だが、世襲などによって支配が日常化すると伝統的・合法的支配に転化してしまう。

c) 合法的支配

合法的支配とは「制定された諸秩序の合法性と、これらの秩序によって支配の行使の任務を与えられた者の命令権の合法性とに対する、信仰に基づいたもの」であり、官僚制的行政幹部による支

³ legitimacy の語源はラテン語の lex(法・法律)である。

⁴ 領土・人民は領主が所有し、領主の個人的官僚が存在する。

配⁵がその典型である。これは明示的なルールによって人間関係を予測可能なものにする近代的な支配である。

ここで注意しなければならないのは、ウェーバーの正統性の概念には権力の客観的な「正しさ」の基準が含まれていないということである。すなわち、支配に対する「正統性の信仰」を支持するのは服従者の側であって、支配者は何らかの基準を満たすことなく、被支配者に「正しい」支配であると思わせることが重要なのである。そして、服従者の「同意」や「支持」が「正しい」ものであるかどうかはこの理論ではわからないのである。

ハーバマスの理論

これに対し、正統性の基礎としてコミュニケーションによる理性的合意の必要性を指摘し、正統性の概念に規範的な要素⁶を盛り込もうとしたのがドイツの哲学者ハーバマスである。彼は後期資本主義社会における正統性の危機⁷に対し、新たな正統性の根拠を見出そうとした。

本来、自由主義的資本主義においては小規模な主体による市場メカニズムが社会の均衡を保っており、正統性の根拠はその仕組みを保証することにあった。しかし、寡占化が進んだ後期資本主義では市場の失敗から国家介入が行われるようになり、正統性の根拠は社会政策によるシステムの管理に見出されるようになった。すなわち、政府が技術的に社会をコントロールする状況が生まれたのである。

こうしたシステム統合は、やがて社会統合を脅かすことになる。市民社会における社会統合は、相互のコミュニケーション的行為によって社会規範についての合意を得ることで行われる。しかし、国家介入や管理行政によって市民の自由な行為の領域が侵食されると、人間関係がモノ(貨幣・権力)によって規定される社会が生まれ、コミュニケーションが排除されて社会統合、すなわち合意の基礎が失われるのである。また、社会の複雑化に伴ってシステム統合自体も困難になり、増大する要求を処理しきれなくなった政府に対する国民の不満は溜まっていく。

こうしたシステム統合と社会統合の矛盾に対し、ハーバマスはシステム統合の強化(介入の増大)ではなく社会統合レベルでの対応を提起した。彼は、社会のメンバーによる実践的な討論によって妥当な規範に対する理性的合意が生まれ、その規範こそが正統性を持った秩序であると主張した。すなわち、その意思のある者は誰でも支配から自由に自分の意見を表明できる「理性的発話状況」を備えていることが支配の正統性の条件だというのである。ハーバマスの規範的な正統性の概念は、ウェーバーの感覚的なそれとは一線を画していると言えよう。

一方、『文明の衝突』で知られるサミュエルP.ハンチントン⁸は、ハーバマスとは対照的に権威増大の必要性を指摘した。現代におけるデモクラシーと平等主義の拡大は、政府機能の増大と権威の低下をもたらした。こうして政府は過重負担(demand overload)に陥り統治機能の危機(governability crisis)が生まれることになったのである。これを解決する方法として、ハンチントンは民主主義における節度と自己規制の必要性を指摘した。民主主義的手法には限界があるため、国民にはある程度の無関心が必要だというのが彼の主張であった。

⁵ 近代官僚制の特徴として、規則による規律・明確な権限・階統構造・行政手段の分離・官職占有の排除・文書主義・任命制・契約制・資格任用制・貨幣定額俸給制・専業制・規律ある昇任制などがあげられる。

⁶ もっとも、これは手続き的な正統性の枠内での議論であり、そこに実体的な道德原理や超越的なドグマ(神の摂理・自然法など)を持ち込むことは慎重に回避されている。

⁷ 1960年代の先進国では、アメリカの公民権運動や各国の学生運動に見られるように政府への不信が増大していた。また、資本主義のオルターナティブとしての社会主義も勢力を拡張していた。

5. 自由と自由主義

(1) 自由 (liberty)

バーリンの「二つの自由の概念」

「自由」とは近代政治の本質的概念であり、その重要性は自明であるが、「自由とは何か」という問いに答えることは容易ではない。自由は極めて多義的な言葉であり、その意味内容については根深い不一致がある。

それでも「自由」を論ずる上で重要だと言えるのは、I.バーリンが唱えた「二つの自由の概念」である。バーリンによれば、自由の本質は「私」の領域に他人や事物が干渉しないようにすることにある。これに対しては、ある行為主体が干渉されることなく放任されている、あるいは放任されるべき範囲はどこまでか、行為主体に関する場合、その根拠は何か、あるいは干渉するのは誰か、という2つの問いを立てることができる。

からは「干渉の欠如としての自由」、すなわち「消極的自由」が導かれる。この場合の自由とは

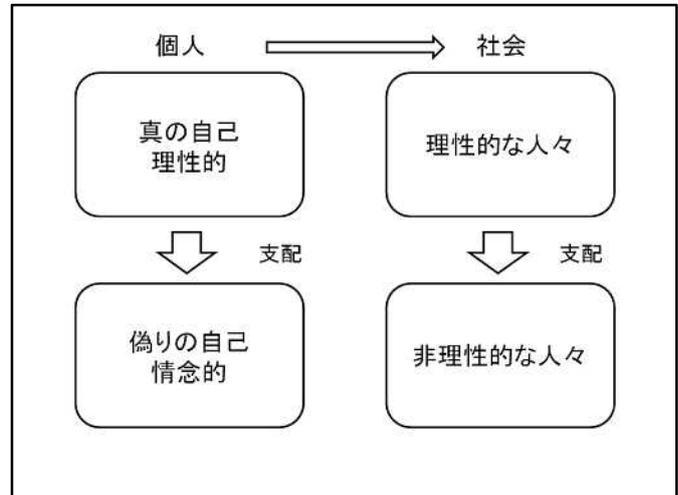
「誰にも妨害されたり強制されることなく、自分がしたいことを行えること」である。一方、からは「自己支配としての自由」、すなわち「積極的自由」が導かれる。この場合の自由とは、「何をどのように行うか、何を行ってはならないかを自分で決定し、それに従うこと」である。逆にいえば、自分の決めたことを実行できない状態は不自由と定義されるのである。

そして、バーリンは後者の積極的自由の概念が意味変容を起こし、自由と対立する概念になってしまったと主張する。積極的自由が強調する「自己支配」は「正しい理性的な自己」と「偽りの情念的な自己」という自己の分裂を生み出し、正しい前者による後者の支配を正当化する。この観念が社会全体へ拡張された場合、理性的な人々が非理性的な人々を支配することで彼らを自由へ導くことができるとする「自由への強制」が正当化される。つまり、理性の名の下に権威への服従を要求するような体制が生まれてしまうのである。これを恐れたバーリンは、積極的自由は全体主義につながるとして消極的自由を支持したのである。

C.テイラーの理論

このようなバーリンの理論を、「行使概念」と「機会概念」を用いて批判したのがカナダの政治哲学者C.テイラーである。テイラーによれば、行使概念としての自由とは自分自身とその生の形態を実際に決定できることであり、これは積極的自由にあたる。一方、「機会概念」としての自由は消極的自由にあたり、様々な生の形態が開かれていることである。この場合、ある生の形態を実際に決定できるかどうかは問題にならない。

そして、彼は自由を機会概念、すなわち消極的自由としてとらえることに反対する。彼によれば、人間は自分の欲求を全て満足させるわけではなく、それらを人生の目標に照らして優先順位をつけたり取捨選択したりする。つまり、人間は何らかの価値の実現を目指す目的志向的存在であり、自ら志向する価値について道徳的選択をする。しかし、消極的自由が前提とする主体には、欲求や動機について道徳



的判断をすることは要求されない。テイラーによれば、どんなに多くの選択肢があっても、その選択を通じて道徳的な自己を表現できなければ真の自由を享受しているとは言えないのである。

共和主義的自由

これらとは別の自由の概念として**共和主義的自由**がある。共和主義では、しばしば人間の身体と政体とがアナロジカルに捉えられる。独立を維持し自治を確立した政体だけが自由な国家なのであり、自由な国家は自らが享受するのと同じ自由、すなわち自分の意思に基づいて自分の目的を追求する自由を個人に保障する。政体の自律と個人の自律は密接不可分であり、市民が共通の権力を維持するための公共的活動に参加することによって個人の自由が確保されるのである。

共和主義的自由は、政体の独立と自治による市民的自由の確保という理念以上のものを含まないという点で、道徳や理性を強調する積極的自由とは異なる。また、「干渉の欠如」を重視する消極的自由においては、市民は私的領域に閉じこもり公共的活動に参加することを忌避するようになる。一方、共和主義的自由は公共的活動に参加することが個人的自由の実現につながるという立場をとる。

(2) 自由主義 (liberalism)

自由主義 = リベラリズムには様々な種類があるが、個人主義に基づき絶対的な権力を拒絶するという特徴を持っている。リベラルという用語自体も多義的であり、リベラリズムの概念は時代によって変化してきている。以下では、自由主義の変遷を社会契約論から見ていくことにする。

古典的自由主義 ~ ロックとスミス ~

リベラリズムの源流は、17世紀市民革命期に活躍した **J.ロック**の政治理論にあるとされる。彼の社会契約論によれば、人々は自然状態において生命・自由・財産についての自然権を持ち、これを侵害することは**自然法**によって禁じられている。人々はこうした自然権の保障を確実なものにするために契約を結んで政府を設立するが、政府の権力はこの目的に合致する限りで正当化される。ロックは労働によって得た財産も個人に固有のものであり、私有財産権は不可侵の権利であるとした。また、信仰など内面の問題に政府は立ち入るべきでないと主張し、国家と宗教の分離を図ったのである。

18世紀になるとリベラリズムは **A.スミス**によって経済学的な基礎を与えられることになる。彼は、国家の機能を国防・司法・初等教育・公共事業に求め、人民の利害については人民自身にゆだねるべきだと考えた。人間は利己的な存在であり私的利益を追求するが、その活動は秩序の崩壊につながることはなく、むしろ「**見えざる手**」⁸によって「自然的自由の秩序」が生まれるというのである。それゆえ、個人は正義の法を犯さない限り自由に活動できるのであり、政府の介入は最小限に抑えられなければならない。こうして、国家は社会への干渉を避け放任すべきであるという「**レッセフェール**」の原理がリベラリズムに加わることになったのである。

自由主義の変質 (new liberalism)

市民革命以来、国家干渉の排除という消極的な意味で捉えられてきた自由の観念に、積極的意味を与えたのがイギリスの **T.H.グリーン**である。グリーンによれば、真の自由とは価値のあることを他者にと

⁸ レジュメの記述は「神の見えざる手」であるが、A.スミスが用いたのは“invisible hand”という言葉であり訳語としてはやや不正確である。『現代政治理論』では「神の『見えざる手』」と記述されているが、これは原著の記述に配慮したものと思われる。ここでは原著の記述を尊重し「見えざる手」を採用した。なお、社会思想史(火5)の教官である森は「神の見えざる手という言葉を使うと、経済学者からバカにされるので注意して下さい。」と発言している。

もに行い享受する能力であり、したがって、人々の「共通善」である「人格の成長」という目的を他者と一緒に追求することこそが自由なのである。このため、国家の機能も共通善の理念によって規定されることになる。彼は、市民の道徳的な人格発展の障害を除去するために国家は積極的に介入するべきだと考えた。具体的には、初等義務教育や飲酒制限、土地私有の規制などである。

こうしたグリーンの理論を受け継いで発展させたのが、「調和の原理」を掲げた L.T.ホブハウスである。ホブハウスによれば、社会生活の理想は「倫理的調和」の達成であり、理想社会とはある部分の発展が全体の発展を促すような有機体である。そのためには、単に個人間の衝突を回避するだけでなく、他人の発展を促進するような可能性を与えなくてはならない。

ホブハウスはグリーンと同様に、自由の基礎として人格的発展の理念を置く。国家の機能は人格の自律的發展に必要な条件を市民に提供することであり、市民の権利も拡大されることになる。すなわち、従来の人権や所有権だけでなく労働の権利や基本給の権利も認められなければならない、そのため私有財産にも一定の制限が課されることになる。そして、その理論的基礎となるのが「財の社会的概念」である。ホブハウスによれば、あらゆる財産や富は平和的秩序や労働力、知識といった「社会的基礎」を持っている。それらは個人だけに帰属するわけではないから、社会的基礎によって得られた富は課税によって社会に還元されるべきであり、公共目的のための富の再分配は正当化されるのである。

こうした新しいリベリズムに経済学的な具体性を持たせたのが J.M.ケインズである。ケインズによれば、不況は有効需要の不足から生じるのであり自由放任的な市場メカニズムだけでは完全雇用を達成できない。不況を解決し完全雇用を達成するためには政府が有効需要を管理することが必要であり、具体的には利子率や通貨供給量の操作などの金融政策に加え、公共事業や国家による直接雇用などの財政政策、すなわち「投資の社会化」が求められるのである。彼の理論は政府の市場管理能力を重視したものであり、これ以後、各国はマクロ経済政策の運営に力を注ぐようになった。このように、政府の干渉を拒否してきたリベリズムは政府による一定の介入(福祉政策・所得再分配・マクロ経済運営 etc.)を支持するようになった。こうした新しいリベリズムの概念は「ベヴァリッジ報告」などの形で具体化され、第二次世界大戦後に発展する福祉国家の基礎となったのである。

新自由主義 (neo-liberalism⁹)

このような変質したリベリズムを古典的リベリズムの立場から厳しく批判したのがオーストリア生まれの経済学者 F.A.ハイエクである。ハイエクは、変質したリベリズムは「集産主義」と妥協しており、個人主義、経済的自由と私有財産制に基づく本来のリベリズムを取り戻さなければならないと主張した。集産主義とは「社会全体とその全資源を単一の目的へと向けて組織化」する思想であり、「公共の利益」などの目的を掲げ計画経済を実施する社会主義はその一形態である。そして、集産主義はファシズムや共産主義と同様に全体主義につながることになる。社会の価値観が多様である以上、集産主義が前提とする単一の目的に関する合意は得られないはずであり、それにもかかわらず共通目的のための計画を実行することは、経済的自由のみならず、個人的・政治的自由をも奪うことになるのである。ハイエクはケインズが提唱したような市場の管理にも異議を唱える。彼によれば、市場は自生的秩序¹⁰であり、いかなる政府も市場における個々の決定について十分な情報を得ることはできない。そのため政

⁹ neo には「復活の」という意味があり、"new; in a later form"と定義される。

¹⁰ ある個人・集団の設計によって生まれたのではなく、人間行為の意図しない結果として生じ、それ自体が自律的に機能している秩序のこと。言語や慣習法、市場などが当てはまる。

府による市場の管理は困難であり、福祉国家などの試みは自生的秩序の管理に他ならないのである。さらに、彼は市場への介入を正当化する社会正義も幻想にすぎないとして批判する。正義は行動の手続きのみに適用できる概念であり、行動の結果には適用できない。したがって、市場における行動の結果として生じた不平等は不正義とは言えず、逆に富を再分配することが正義だとは言えないのである。

ハイエクと並び、新自由主義の代表的論者として知られるのがマネタリズムを主張する M.フリードマンである。マネタリズムによれば、ケインズ主義的経済政策は無効で拡張的な景気刺激策は物価上昇を招くだけであり¹¹、政府には財政収支の均衡とインフレ抑制のために貨幣供給量を安定化させることが求められるのである。この考え方に基づき、フリードマンはあらゆる局面において政府の役割を極小化し市場メカニズムに任せることを主張した。

こうして、停滞する福祉国家を批判した新自由主義は各国の経済政策に大きな影響を与えた。イギリスのサッチャー政権やアメリカのレーガン政権、日本の中曽根内閣はその典型であり、公的機関の民営化や規制撤廃、学校バウチャー制などの政策が実施されたのである。

【コラム～自由主義をめぐる用語の整理～】(政治 シケプリより)

リベラル

現在の日本で「リベラルな政策」といった場合には、社会保障の充実や貧困層の救済、環境保護などを指す場合が多い。また、民主党を「リベラル政党」と見なすこともある。一方、リベラリズムとは自由主義のことであり、規制緩和や減税を通じて個人や企業の自由な活動を保障するものではないか、という疑問も生じる。

前者は現在のアメリカにおける1つの党派(民主党とその支持者)を表すものであり、ヨーロッパでは社会自由主義(Social Liberalism)、あるいは社会民主主義(Social Democracy)として捉えられる立場である(厳密には社会自由主義と社会民主主義は異なる概念である)。

一方、ヨーロッパにおいては、リベラル・リベラリズムというのは後者のような意味で用いられることが多い。政治学者の中には混乱を避けるため、後者をリバタリアニズム¹²として区別する者もいる。

日本ではこのようにアメリカ的用法とヨーロッパ的用法を混同しているため、リベラルの概念をめぐる混乱が生じることがある。

New Liberalism と Neo Liberalism

New Liberalism と Neo Liberalism は日本語に訳せばどちらも「新自由主義」であるが、全く異なる概念であることに注意が必要である。

New Liberalism は社会自由主義(Social Liberalism)とも呼ばれ、自由放任経済を主張する古典的自由主義(Classical Liberalism)に対する批判の中から生まれたものである。個人の自由と平等を確保するために、時には政府の介入を容認するなど積極的自由の実現を図ろうとしたのが特徴である。

Neo Liberalism は第二次大戦後の福祉国家の流れとその停滞を受けて生まれた概念である。古典的自由主義を根底とし、規制緩和・減税・社会保障削減・民営化などを通じて自由競争を促進し、経済を活性化させようとする立場を指す。具体的には、サッチャー・レーガン・中曽根・小泉などの政策は典型的な Neo Liberalism と言える。現在の日本で「新自由主義」という場合にはこの Neo Liberalism を指

¹¹ 経済学的には長期フィリップス曲線によって説明される。

¹² リバタリアニズムと Neo Liberalism は異なる概念である。

すことが多い。なお、左翼は Neo Liberalismこそ貧困と不平等の原因だとしてその政策を批判している。

新保守主義

新保守主義(Neo Conservatism)は、経済においては新自由主義(Neo Liberalism)的政策、社会的には伝統的規範の重視・中央集権的傾向を持つ政治的立場である。また、対外的にはしばしば強硬策¹³をとる。提唱者は新自由主義者(Neo Liberalist)と重なることも多い。

なお、現在のアメリカにおける新保守主義(ネオコン)はこれとは異なる概念であり、積極的な外交・軍事政策を通じて世界に民主主義を啓蒙し、アメリカの影響力を確保しようとするタカ派的な立場である。ブッシュ政権の閣僚にはネオコンが多かったとされる。ネオコンという用語はそれを批判する文脈で用いられることが多い。

6. デモクラシー (democracy)

(1) デモクラシーとは

デモクラシー¹⁴は現代政治を語る上で欠かせない概念であり、その意義は広く受け入れられていると言ってよい。しかし、デモクラシーをどのように定義するかは各個人の価値観に関わる問題であり、歴史的にも極めて論争的な概念である。ここでは、デモクラシーを歴史・理念・制度の3つの観点から捉えなおしてみたい。

歴史的に見たデモクラシー

一般的にデモクラシーは政治の理想的な姿と考えられているが、歴史的に見ればそれは常に妥当な考えという訳ではなかった。古代ギリシャにおいては、

状況 \ 支配者	1人	少数	多数
健全	王政	貴族政	ポリテイア
墮落	僭主政	寡頭政	民主政

デモクラシーは現実の政治体制の1つと捉えられ、不安定で非合理的な政体として見られていた。これはアリストテレスの政体論にも表れている。彼は支配者の人数と政治状況によって政体を6つに分類したが、民衆は合理的判断ができないため民主政は墮落した政体と考えられていたのである。

近代に入ると、デモクラシーはルソーなどによって理想的な政治体制として理念化され、さらには市民革命を通じて現実の政治体制として具現化された。一方で、18～19世紀におけるデモクラシーに対して支配層や知識人などのエリートは強い警戒感を抱いていた。当時、デモクラシーを推進していたのは大衆を基盤とする急進派であったが、エリート層はデモクラシーが多数者の専制を生み出し自由主義を脅かすのを恐れたのである¹⁵。このようなデモクラシーを巡る対立は、アメリカ合衆国の建国に携わった人々の間にも見られた。T.ジェファソンがデモクラシーを支持していた一方、ハミルトン、ジェイ、マディソンなどのフェデラリストはデモクラシーに不信感を抱いていた。彼らは、人民の意志は不安定であるから議会の権力を抑制すべきだと主張し、合衆国憲法には抑制と均衡の原理が採用された¹⁶。

¹³ サッチャー政権のフォークランド紛争など

¹⁴ デモクラシーには「民主主義」「民主政治」「民主制(政)」など多くの訳語があるが、それぞれニュアンスが異なるため表記をデモクラシーに統一している。なお、demoは「民衆」、cracyは「支配・統治」を意味する。

¹⁵ フランス革命におけるジャコバン独裁など。

¹⁶ このような考えが生まれた背景には、地方議会で権力を握る債務者である小農民に対する、債権者たる商工業者の不満があった。

19世紀後半になると大衆の政治参加は一層拡大し、支配層もデモクラシーを容認せざるを得なくなった。こうしてデモクラシーと自由主義は和解を果たし、両者が融合したリベラル・デモクラシーはその権威を確立していったのである。特に、「デモクラシーの擁護」と「専制打倒」のための戦いと規定された第一次世界大戦では、敗戦した多くの国で王制が崩壊しデモクラシーが定着した。さらに、第二次世界大戦におけるファシズム国家の敗北はデモクラシーの権威を一層高めることになった。

一方で、第二次世界大戦後の東西対立はリベラル・デモクラシーとノンリベラル・デモクラシー¹⁷の対立を生みだした。前者が自由に価値を置き、複数政党制の下で政権交代の可能性を認める体制であるのに対し、後者は資本家の権力を一切排除し、労働者階級を代表する「前衛政党」が独裁的に支配するとされた。

理念としてのデモクラシー

では、理念としてのデモクラシー¹⁸はどのように考えられるのだろうか。簡潔に言えば、自由と平等の実現を理想とする概念だと言えるだろう。すなわち、治者と被治者の同一性が確保され全人民が参加して決定が行われることがデモクラシーの条件と言えよう。この理念の下では、政治的決定は人民の意志の具体化に他ならず、この場合における人民の意志は個々の利益獲得を目指す「特殊意志」の集合体である「全体意志」ではなく、共同体の意志である「一般意志」として捉えられる。こうした理念としてのデモクラシーは近代以前のデモクラシーとは関係が薄い。

制度としてのデモクラシー

理念としてのデモクラシーを実現するためには具体的な制度を構築しなければならない。そのための方法として、「直接民主制」と「間接民主制」という2つの制度が考えられてきた。

直接民主制は全国民参加による会議で政治決定を行う制度であり、ルソーなどによって提唱された。代表制デモクラシーを厳しく批判したルソーは、主権を「一般意志」、すなわち共通の利益を目指す人民の意志の行使として捉え、そのために徒党を組まず個人が個人として政治参加する必要性を説いた¹⁹。しかし、現実にこのような制度を実施するのは極めて難しい。情報技術の革新により電子投票などを通じて直接民主制の実現も可能だとの見方もあるが、実際はそれほど容易ではない。

一方、間接民主制は選挙された議員が議会で政治的決定を行う制度、すなわち代表制デモクラシーであり、今日の民主主義国家においては広く採用されている。しかし、間接民主制によって本当に理念としてのデモクラシーを実現できるかについては異論もある。

【コラム～直接民主制の困難性～】

仮に技術的に直接民主制が可能だとして、そこにはどんな問題があるのだろうか。内山は以下のように指摘している。

- どのように決定するのか？全員一致は不可能だし、多数決は少数派を抑圧することになる。
- 誰が決定の選択肢を作り、誰が投票を集計するのか？
- 個々の意見の集約が最適な決定とは限らない。

¹⁷ 人民民主主義・プロレタリア民主主義など、主に共産主義国で採用されたデモクラシー。

¹⁸ 理念としてのデモクラシーはしばしば「民主主義」と訳される。

¹⁹ 彼は議会政治を採用するイギリスに対し、「イギリスの人民は自由だと思っているが、それは大間違いだ。彼らが自由なのは議員を選挙する間だけのことで、議員が選ばれるやいなや、イギリス人民は奴隷となり、無に帰してしまう。」と批判している。

- 個人の意見がア・プリオリなものとして与えられ、説得の可能性が排除されている。
- 政治的リーダーが合意を形成すべきではないか。

(2) 二つのデモクラシー論

上述したように間接民主制で理念としてのデモクラシーが実現可能かを巡っては論争があり、こうした議論を受けてデモクラシーの概念を根本的に見直そうとしたのがオーストリア出身の経済学者 J.A. シュンペーターである。

シュンペーターは、これまでのデモクラシー論を「古典的デモクラシー理論」と定義してその非現実性を批判した。古典的デモクラシー理論とは、デモクラシーを「政治的決定に到達するための一つの制度的装置であって、人民の意志を具現するために集められるべき代表者を選出することによって人民自らが問題の決定をなし、それによって公共の利益を実現しようとするもの」と捉える考えであり、簡潔に言えば、代表制デモクラシーによって「理念」が実現可能とする立場であった。これに対し、シュンペーターは公益の定義が個人や集団によって異なる以上、すべての人民が一致できるような公益は存在しないと指摘した。また、人間が明確な意志を持って合理的な判断を下せるのは身の回りのことだけであり、人々は偏見や衝動に動かされやすいので、「世論」や「共通の意志」は合理性を持たないばかりか支配者によって作り出されたものに過ぎないと主張したのである。

そして、シュンペーターは古典的デモクラシー理論に代わるもう一つのデモクラシー理論を唱えた。それは、デモクラシーが「政治的決定に到達するために、個々人が人民の投票を獲得するための競争的闘争を行うことにより決定権を得るような制度的装置」であるとする理論である。このシュンペーターのエリート主義的な議論は一見奇妙にも思えるが、20世紀後半以降の政治学の中で大きな影響力を持つことになったのである。

【コラム～シュンペーターのデモクラシー理論～】

シュンペーターの理論は、「人民が選挙を通じて決定する」という古典的理論を逆転させ、「選挙で選ばれた政治家が決定する」という画期的な概念を打ち出した。この理論は以下のような特徴を持つが、同時に批判も存在する。

<特徴>

1. 政治家の競争が中心概念
2. 政治家のリーダーシップを重視
3. 政治過程における集団の役割を強調
4. 経済における競争とのアナロジー
5. デモクラシーは個人の自由(政治競争に参加する自由・討論の自由 etc.)と関連が深い
6. 人民は再選の拒否を通じて政府を追放できる
7. 「多数決による決定 = 人民の意志」ではない
他のものより多くの支持を得ている者が政治を統御するだけである。
8. 議会 = 権力や官職を得るための競争的競争が行われる場
政党 = そのような競争的競争において協調的行動を取るために集まった人々の集団

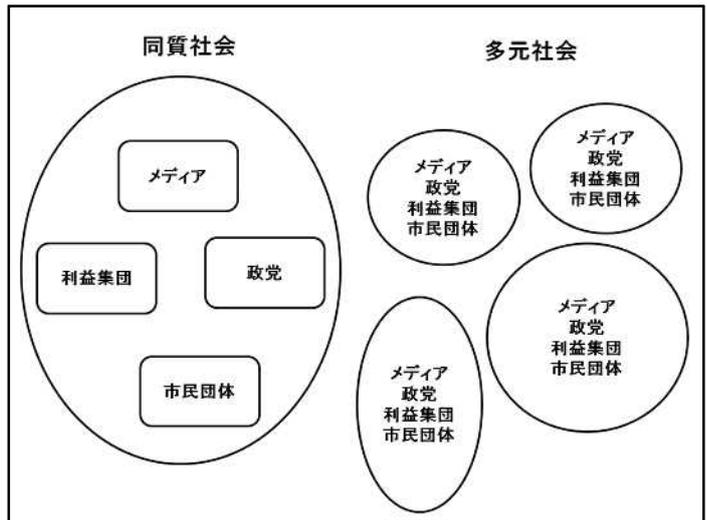
<批判>

- この理論はエリート主義的体制に価値を置いている。つまり、経験的な理論のように見せかけて、実際は「～であるべき」という規範的な性格を持っている。
- 理念としての民主シーを軽視している。
- 本当に「公共の利益」は存在しないのか？ 社会には私的利益の追求だけでは実現されない利益もあるのではないかと。公共の利益は「個人の利益追求行動の集積によっては実現されない利益のシンボル」として定義され得るのではないかと。

7. 現代の民主シー理論

(1) 多極共存型民主シー

以前の民主シー論では、**多元社会**²⁰において安定した民主シーを構築するのは困難だとされていた。それは以下のような理由からである。まず、同質社会においてはメディア・政党・利益集団などが自立することによって社会機能が分化し、相互抑制が働いている。一方、多元社会ではそれらが各区画の中で相互浸透してしまい相互抑制が有効に機能しない。また、同質社会における個人は集団への重複加盟(over-lapping membership)によって穏健・中道的な姿勢をとる傾向にあるが、多元社会では区画ごとに集団のメンバーが集中するので諸集団からの交叉圧力に欠ける。さらに、同質社会では二大政党制が成立しやすく意見集約が容易だが、多元社会は多党制になりやすく政治が不安定になる。こうした見方の前提となっているのは同質社会のイギリスで発展した民主シーである²¹。



【ヨーロッパの多元社会】

国名	社会
オランダ	カトリック / プロテスタント 社会主義 / 自由主義
ベルギー	ワロン語 / フラマン語 カトリック / 社会主義 / 自由主義
スイス	ドイツ語 / イタリア語 / フランス語 カトリック / プロテスタント
オーストリア	カトリック / 社会主義 / 自由主義

これに対し、オランダの **A.レイプハルト** は多元社会でも成立する調整型の政治体制として**多極共存型民主シー**(consociational democracy)を提唱した。レイプハルトは、多元社会でありながらも政治的に安定しているヨーロッパ諸国の観察を通して、英米の競争的な民主シーとは異なる民主シーの在り方を見出したのである。この多極共存型民主シーは以下のような特徴を持つ。

大連合による統治

²⁰ 宗教・民族・言語・イデオロギーなどの亀裂(cleavages)によって分断され、いくつもの区画(segments)に分かれている社会。

²¹ ウェストミンスター・モデルと呼ばれる。

大連合は一般的な連合概念からは逸脱していると言えるだろう。小連合の方が意見の一致が容易であり、「**サイズの原理**」²²に従えば小連合が選択されるはずだ。しかし、レイプハルトは、協力によって非ゼロ・サム状況が生まれることで大連合が選択され得るとした。この大連合は大連合内閣や変動的連合内閣²³などの具体的形態をとる。この大連合による統治は多極共存型デモクラシーの最も重要な特徴である。

相互拒否権 = 全会一致の原則

多極共存型デモクラシーでは各区画に相互拒否権が与えられ、全会一致によって決定がなされるという。多元社会では、意見の相違が激しい上に、現在の少数派が将来の多数派になる可能性が排除されているため、多数決による決定はなじまないからだ。しかし、全会一致ではスムーズな決定が難しいのではないかという懸念は残る。これに対し、レイプハルトは次の2つの理由から決定が可能だと主張した。1つは、拒否権の安易な発動は政治の停滞をもたらすことを各自が理解しているので、拒否権の乱用は抑止されるということである。もう1つは、決定を容易にする方法が存在することである。具体的には、一括取引による相互譲歩や、重大な決定を各指導者に任せる決定の委任である。

比例制原理

多元共存型デモクラシーにおいては、各区画の人口数や投票数に応じて資源(官職や資金 etc.)や影響力(決定機関のポスト etc.)を分配する**比例制**が採用される。比例制は最終的決定を選挙後まで延期する制度と捉えることも可能である。なお、比例制の延長には、区画の規模に関係なく議席を配分する**均等代表制**がある。

区画の自律性

多元共存型デモクラシーでは、少数派が独占的に関わる地域においては少数派による自己決定がなされる。多元社会においては亀裂を無くすことは不可能であり、各区画を安定したデモクラシーの基盤とすることが求められるのである。区画の自律性を高めた特殊な政治体制としては連邦制がある。

では、こうしたレイプハルトの理論はどんな意義を持っているのだろうか。まず、デモクラシーにウェストミンスター・モデル以外の形があることを示した功績は大きいだろう。従来、デモクラシーの安定が難しいとされていた多元社会にも、安定したデモクラシーが成り立つことが証明されたのである。また、同質社会でも利益や価値の多元化が進んでいる今日では、多極共存型デモクラシーの適用範囲は拡大していくと見ることもできるだろう。

【コラム～多極共存型デモクラシーに有利な条件～】

多極共存型デモクラシーにおいては、各区画のエリートや政治指導者が他区画のリーダーと協同することが重要であるが、それを成立させるのに有利な条件がいくつか存在する。

1. 多元的均衡

²² 政権を獲得した場合の見返りを考えるならば、1人当たりの見返りの最大化を図って最小勝利連合が形成されるという原理。これはゼロ・サム状況を前提にした原理であり、具体的には高度の合意が存在する同質社会か極度の内部対立が存在する社会で成り立つという。

²³ 連立を形成する政党の組み合わせが「AとB」、「AとC」などと変動する連合内閣。

支配的多数派区画が不在であること。具体的には 最大多数派の規模が小さい、 区画が3つ以上、各区画が均衡している、という条件を満たしている。

2. 政党制

区画ごとに政党が組織されることで区画の利益が政治過程に入力される。3～5つの求心的で連立を志向する政党が存在することで、穏健な政党制が成り立つ。

3. 小国

小国であることによって、国内的・対外的にそれぞれ直接的・間接的效果が生まれる。

直接的効果

国内 = エリート同士の接触機会が増える。

対外 = 他国からの脅威に敏感で連帯の必要性が理解されやすい。

間接的效果

国内 = 政策決定の複雑さが小さく区画間対話にエネルギーを割ける。

対外 = 国際政治上のパワーが小さいので積極的外交政策を控える。

4. 亀裂の構造と強度

区画を生み出す亀裂は交錯している方がよい。特に、階級上の亀裂と他の亀裂が交錯していると政治は安定する。また、ある亀裂の強度が他の亀裂より弱ければ、社会の細分化傾向は弱まる。

5. 包括的忠誠心

ナショナリズム・宗教などある区画や社会を凝集させるもの。

6. 区画の孤立

ある区画においては異なる区画住民との接触は少ない方がよい。

7. エリートによる調整の伝統

デモクラシー成立以前からこうした伝統が存在するとよい。また、自己否定的予言²⁴を回避しようとするすることで、エリート間の対話は促進される。

(以上)

²⁴ 「多元社会では安定したデモクラシーは成り立たない。」などという考え。